

## 災害等やむを得ない場合の 建築着工/工事着手時期について

災害等やむを得ない理由（☆）により、令和元年度内に着工（着手）が困難と認められる場合、建築着工/工事着手の期限を令和2年6月30日とします。詳細は以下の内容をご確認ください。

### ☆災害等やむを得ない理由の事例

- 新築住宅の建設予定地やリフォーム対象住宅の被災
- 工事施工者の被災
- 被災地における修繕業務の需要増大により、工事施工者の受注能力・施工能力を超過
- 被災地への業務応援のための施工能力の不足
- 材料供給事業者の被災による材料供給の遅延
- 台風被害を踏まえた、契約後の設計変更の発生
- 積雪等天候に起因する工事の延期
- 新型コロナウイルス感染拡大による材料供給の遅延 **NEW**
- その他、施主の責によらない、やむを得ない理由による工事の遅延 等

### 手続きの方法について

災害等やむを得ない理由により、令和元年度内に着工（着手）が困難な場合、『期限内着工（着手）困難申告書』（以下、「申告書」という。）を**工事完了前のポイント発行申請と併せて提出**頂く必要があります。

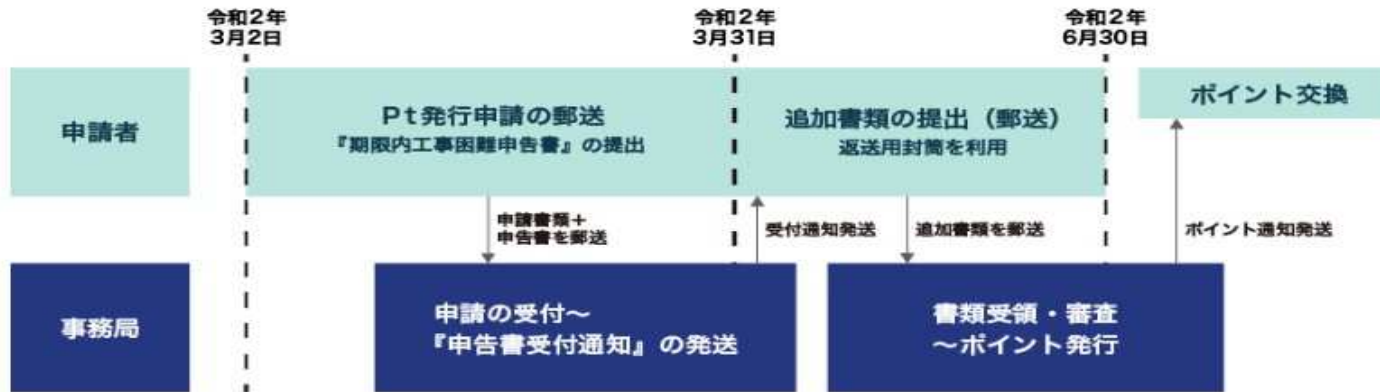
詳細は下表をご確認ください。



1,000万円未満のリフォーム工事において、災害等やむを得ない理由により、令和元年度内に工事完了が困難と認められる場合、工事完了の期限を令和2年6月30日までとします。手続きの方法等は下表をご確認ください。

対象となる住宅	工事完了および引渡し（入居）を令和2年6月30日までに行ったもの
申告の方法	ポイント発行申請と併せて『期限内工事困難申告書（以下、「申告書」という。）』を提出すること <ul style="list-style-type: none"> <li>ポイント発行申請に必要な書類を一部用意できない場合でも、申告書を添付することで、ポイント発行申請の期限後に追加提出できるものとします。</li> </ul>
	受付期間 <b>令和2年3月2日から遅くとも令和2年3月31日（必着）まで</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>ポイント発行申請期限の延長はありません。</li> <li>予算の執行状況に応じて、ポイント発行申請期限は早まることがあります。</li> </ul>
	受付方法 <b>郵送申請に限ります。（受付窓口では受理できません）</b>
追加書類の提出	ポイント発行申請後に追加提出可能な書類は、事務局が指定するものに限ります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>追加提出可能な書類は、申告書でご確認ください。</li> <li>追加書類の提出が必要な場合、申告書を受理した後に『申告書受付通知』を申請者宛（代理申請の場合は代理申請者宛）に発送します。</li> <li>追加書類を含むすべての書類提出後、審査・ポイント発行を行います。（追加書類の提出後、不備や訂正、対象外の指摘を受けることがあります。）</li> <li>追加書類の提出までに工事内容の変更等があった場合でも、ポイント発行申請時に申請書に記載した「発行申請するポイント数」を上回るポイントは発行されません。</li> </ul>
	提出期間 <b>「申告書受付通知」の到着から令和2年6月30日（必着）まで</b>
	提出方法 <b>「申告書受付通知」に同封の返信用封筒により郵送すること</b>

## 手続きの流れ



※ ポイントの商品への交換期限は、今後の交換状況を踏まえ、変更する可能性があります。  
変更する場合は、事務局ホームページでお知らせします。

## 期限内工事困難申告書 書式

申請タイプ	書式※	記入見本
【D-1】リフォーム（戸別）ポイント発行申請	—	<a href="#">記入見本</a> <span>NEW</span>
【E-1】リフォーム（若者・子育て）ポイント発行申請	—	<a href="#">記入見本</a> <span>NEW</span>

※ 書式は後日公表

> 災害等やむを得ない場合の建築着工/工事着手時期についてはこちら